

令和8年度第4回岩手県公共事業評価専門委員会

(開催日時) 令和8年9月10日(木) 14:00～15:35

(開催場所) エスポワールいわて 3階 特別ホール

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 公共事業の再評価について

(2) 公共事業の事後評価結果の報告について

・復旧治山事業 佐須(釜石市)

・公営住宅建設事業(公営住宅) 県営天下田アパート(花巻市)

(3) 公共事業及び大規模事業の事後評価実施計画の策定について

4 閉 会

出席委員

武藤由子専門委員長、阿部伸史委員、迫井裕樹委員、谷本真佑委員

松林由里子委員

欠席委員

伊藤幸男副専門委員長

1 開 会

○田高政策企画部政策企画課評価課長(以下「田高評価課長」という。) それでは、御案内の時間になりましたので、ただいまから令和8年度第4回岩手県公共事業評価専門委員会を開催いたします。

事務局を担当しております政策企画課の田高でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本日の専門委員会でございますが、委員総数6名中5名に御出席いただいております。半数に達しておりますので、政策等の評価に関する条例の規定によりまして、会議が成立することを御報告いたします。

2 挨 拶

○田高評価課長 開会に当たりまして、武藤専門委員長から御挨拶をお願いいたします。

○武藤由子専門委員長 こんにちは。皆さんお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

本委員会、今年度は、13の事業につきまして再評価についての議論を進めてまいりました。本日は、いよいよ答申案の検討ということで最終段階にこぎ着けております。これまでの議論をもう一度振り返っていただき、御意見お寄せいただければと思います。また、

後半には事後評価の方も予定されております。どうぞ最後までよろしくお願いします。谷本委員もよろしくお願いします。

以上です。

○田高評価課長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。本日の資料は資料No. 1 からNo. 4 及び参考資料となっておりますので、御確認をお願いいたします。

それから、本日の審議内容ですが、資料表紙の議事にございますように、議事（１）、再評価の審議、議事（２）、事後評価結果の報告２件、議事（３）が公共事業及び大規模事業の事後評価実施計画の策定についてとなっております。

それでは、議事の進行につきまして、武藤専門委員長によろしくお願いいたします。

３ 議 事

（１）公共事業の再評価について

○武藤由子専門委員長 それでは、議事（１）、公共事業の再評価についてに入ります。

まずは、事務局から前回までの審議概要について御説明をお願いします。

○吉田政策企画部政策企画課主事（以下「吉田主事」という。） 政策企画課の吉田と申します。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、資料２の２ページを御覧ください。１、審議の状況ですが、６月９日の第１回専門委員会で全 13 地区の諮問審議を行い、詳細審議対象地区を５地区選定いただきました。また、７月１４日の第２回専門委員会では、５地区の継続審議を行うとともに現地調査の対象地区を選定いただきました。８月１８日の第３回専門委員会では、一戸町において「都市計画道路上野西法寺線 高善寺」の現地状況を御確認いただきました。

２には、事業ごとの質疑等の概要を記載しておりますので、適宜御覧ください。

なお、再評価地区につきましては、追加説明を求められている論点はございませんので、本日は事業担当課からの説明はございません。

御説明は以上です。

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。

事務局からの説明のとおり、前回までの委員会では詳細審議地区について継続審議が必要な論点はありませんでした。よって、早速答申案の検討に進みたいと考えておりますけれども、委員の皆さんいかがでしょうか、よろしいですか。

「はい」の声

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。

それでは、再評価地区の審議が全て終了いたしましたので、答申案の検討を行います。事務局から御説明をお願いします。

○吉田主事 それでは、60 ページを御覧ください。令和 8 年 6 月 3 日付で政策評価委員会に諮問した全 13 地区の再評価結果について、本日までに御審議いただきましたとおり、全ての案件について審議が終了しましたので、答申について御検討をお願いいたします。

本日御検討いただく答申案の内容によりまして、後日審議結果報告（案）、資料の 62 ページのとおり公共事業評価専門委員会から政策評価委員会に審議終了と答申結果について報告した後、60 ページの答申書（案）のとおり政策評価委員会から知事に答申することとなります。県としては、いただいた答申内容についての対応方針を検討し、対応方針を決定して、公表をしております。

答申に当たっては、県が評価した結果が妥当であるかどうかについて御検討いただくとともに、何か附帯意見を付す必要があるかについて御検討をお願いいたします。

答申案の検討についての説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。

それでは、本日審議を終了した 13 地区の再評価結果について答申案を決めていきたいと思えます。

まずは、県が行った評価結果の可否についてですが、本日の審議を踏まえ、本委員会としてはいずれの事業についても、県の評価結果については妥当であるとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

○武藤由子専門委員長 谷本委員もよろしいでしょうか。

○谷本真佑委員 大丈夫です。

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして附帯意見が必要かどうかについてですが、委員の皆様から御意見ございましたらお願いします。

私としましては、今年度はどの事業も特に必要ないかなと思っていますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

「はい」の声

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。

それでは、今年度委員会へ諮問された 13 地区の再評価結果については、県の評価結果を妥当とし、附帯意見は付さないこととします。ありがとうございます。

それでは、事務局から何か確認事項などございますでしょうか。

○吉田主事 特にありません。

○武藤由子専門委員長 それでは、以上で本日の再評価についての審議は終了となります。ありがとうございます。

（２）公共事業の事後評価結果の報告について

○武藤由子専門委員長 それでは、続きまして議事（２）、公共事業の事後評価の報告についてに入りたいと思います。

事務局から御説明をお願いします。

○吉田主事 それでは、16 ページを御覧ください。事後評価につきましては、事業完了後一定期間を経過した事業について事業の効果や環境等への影響について検証し、評価結果を今後の同種事業の進め方や評価手法の見直しなどに生かしていくことを目的として実施しているものです。

資料３を御覧ください。本日は「復旧治山事業 佐須」と「公営住宅建設事業（公営住宅）県営天下田アパート」の２件について、事業担当課から事後評価結果を報告させていただきます。

それでは、「復旧治山事業 佐須」について、森林保全課から報告をお願いします。

・復旧治山事業 佐須（釜石市）

〔資料№３に基づき説明〕

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、質問、意見など委員の皆様からありますでしょうか。松林委員をお願いします。

○松林由里子委員 御説明ありがとうございます。アンケート調査を行われたという結果についてなのですが、住民の方の、先ほど治山ダムの効果といいますか、機能について説明不足だったかもしれないというお話だったのですが、例えば安心して暮らせるようになりましたというようなコメントというか、御意見ですとか、あとは環境への影響も、自然環境が守られたという回答をされている住民の方がいらっしゃるということなのですが、住民の方がどのぐらい数値的にといいますか、評価をある意味正しくといいますか、安全面とか環境への影響をどのぐらいいろんな面から考えた御意見をいただいているのかなと思って、この結果である意味満足度が高いということと、実際に安全になったとか、環境に影響がないというのはきっとイコールにならないのだろうなと思って伺っていたのですが、例えば環境面に関しては、これは専門家による調査も行われて評価もされているということなのですか。

○丸山農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長（以下「丸山技術主幹兼保全・治山林道担当課長」という。） ありがとうございます。このアンケートをするに当たって、環境面で、例えばこうだったというような調査を専門家の方に依頼して行った上でやっているものではないので、あくまで住民の方、暮らしている住民の方のそこは主観というか、そこによる結果となっております。

○**松林由里子委員** ありがとうございます。あとは、これはまた考え過ぎかもしれないのですが、安心感を持って過ごせますという御意見と、同時に避難できる施設を整備してほしいという御意見、恐らく別の方なのではないかと思うのですけれども、確かにインフラ整備といいますか、整備しても危険があるよというのは全てのものについてくるお話だと思うのですけれども、整備されたから安全というのが危険というのはもうずっと前から言われていることなので、このイメージが住民の方に機能といいますか、どのぐらいの効果があるかが正しく伝わるというなと思ってしまいました。

○**武藤由子専門委員長** ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

迫井委員。

○**迫井裕樹委員** ここで6基ということで、コンクリート5で、鋼製1ということ、その鋼製というのが説明の途中であった砂防のやつなのですが、これなんか後ろの方の資料を見ると、当初コンクリートで6基造る予定だったのを何か変更しているようなのですけれども、この理由とか、またそれを踏まえた上で、例えば今後似たような事業をしていくときにどっちを採用するかというのはどう考えていらっしゃるのか教えてください。

○**丸山技術主幹兼保全・治山林道担当課長** ありがとうございます。資料の17ページの最初のところが今回の6基設置したところの地図なのですが、この赤い矢印三角が今回の事業で設置したダム場所ですと説明申し上げたのですが、そのほかに緑色の三角のマークがありまして、こちら何かというと、同じく治山事業なのですが、今回の評価いただく復旧治山事業とは別の災害関連緊急治山事業により設置したダムでして、これはどう違うのかというと、治山事業というのは通常の治山事業は地元市町村さんから申請というか、要望をいただいて、その翌年に事業化しているのですけれども、例えばこのような災害が発生した場合は、それでは遅いので、発生した年に緊急的にやる必要があるものについてはこの災害関連緊急治山事業というので行います。この緑色というのは、まさに令和元年に特に緊急性が高いところに我々の方で事業を投入したところとして、それが緑の三角で設置したダムなのですが、この位置図の中で右下の方の沢が赤い三角と緑の三角が一つの沢地形にそれぞれ入っているところがあるのですけれども、ここの沢については被災した年、令和元年により民家に近いところに先に治山ダムを造って、それだけでは不十分なので、翌年以降にこの復旧治山事業でさらに1基追加する必要があったという状況でして、要は手前、下流側に既にダムを1基造ってしまったために、コンクリート製のダムを上流に造ろうとしても、生コン車が上に入っていく道が、もうダムが手前にあるので、入っていけない状況になってしまったので、ここについては、上流側は鋼製のダムに替えた。若干経費的に鋼製の方が高くなるのですよね。なので、そういった支障がなければ同じようなコンクリート製のダムをやるのですけれども、例えばこの黄色い線が県道の道路がさらに上の方に行くときと走っているのですけれども、例えば上の方から下っていく道がつけられるような状況であれば上から生コン車が入れるような道をつけて、そこもコンクリートにするということも可能なのですけれども、地形的に難しかったり、

あるいは逆にそれによって余計斜面を崩してしまうと本末転倒になってしまうので、ここは下から生コン車が入れないけれども、鋼製の資材であれば運搬ぐらいはできるということだったので、ここについてはそのような工法をさせていただいたということになっておりました。

○**迫井裕樹委員** ありがとうございます。

○**武藤由子専門委員長** ほかにございますでしょうか。

このアンケート調査結果が事後評価の中で結構大きな意味を持つのかなと思うのですが、今回一部この治山ダムの機能が住民の皆さんに十分に伝わっていなかったというところの反省点ということで御説明いただきましたけれども、この地区についてそのアンケート後に説明の機会を設けられたとか、何か説明されたということはあるのでしょうか。

○**佐藤農林水産部森林保全課主査（以下「佐藤主査」という。）** アンケートを配布する際には、先ほどお見せした被災時の写真のほかに治山ダムの機能についても、いわゆるポンチ絵（概要図）をつけて、先ほど丸山主幹の方から説明したように機能についての説明をつけてはおります。いわゆる砂防堰堤が土砂を止めるという機能に対して、治山ダムについては先ほどと同じようにためて森林を保全していく、形成していくという形のものをつけてはいるのですが、どうしても事業の説明をする際にうまくそういったお話が伝わり切れていなかったのかなと考えています。

○**武藤由子専門委員長** では、アンケートのときにも説明されているし、この事業を行う前の説明会とかでも多分されているのですよね。

○**佐藤主査** そうですね、一応そういった形で説明はしているのですが、被災した直後に市町村の方ないしは県から説明するのですが、どうしてもそういった被害を受けた場所にダムを造りますという話に終始しがちなもので、どうしてもこういった回答にならざるを得なかったのかなと思っています。

○**武藤由子専門委員長** 複数回周知はされているけれども、やっぱり 100%の皆さんに理解いただくというのは難しいというのが現実という感じでしょうか。

○**佐藤主査** はい。

○**武藤由子専門委員長** ありがとうございます。

○**丸山技術主幹兼保全・治山林道担当課長** 補足させていただきますけれども、21 ページの中段右側の写真、整備後の治山ダムの写真がありますが、この台形状に真ん中のところがくぼんでいる形になっていて、この台形状にくぼんだ部分を放水路と我々の方では呼んでいるのですが、いわゆる大雨が降って、洪水量が増えたときにあの放水路

のところから水が流れるような設計になっているわけなのですが、治山ダムは土砂をためるのが目的だと申し上げたわけですが、仮に放水路を越えるぐらい土砂がたまった場合には、我々の方でも異常堆砂と判断しまして、そういった場合は放水路より上の部分は浚渫というか、取り除くというようなことは通常の維持管理としてやってまいりますので、絶対土を取らないというわけではなくて、点検の上、異常があればそういうのは適宜対応していくこととしております。

以上、補足です。

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。

ほかに委員の皆さんよろしいでしょうか。

「なし」の声

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。

それでは、本件についての審議は以上としたいと思います。ありがとうございました。

・公営住宅建設事業（公営住宅） 県営天下田アパート（花巻市）

○武藤由子専門委員長 続きまして、「公営住宅建設事業（公営住宅） 県営天下田アパート」の報告をお願いします。

〔資料№3に基づき説明〕

○武藤由子専門委員長 ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、委員の皆様から御質問、御意見などございますでしょうか。

松林委員をお願いします。

○松林由里子委員 御説明ありがとうございます。断熱材、断熱性を向上させたというような御説明もあったのですが、エアコンの設置とかは住む方が自分でやるような感じなのですか。

○細川県土整備部建築住宅課住宅計画担当課長（以下「細川住宅計画担当課長」という。）

さようございます。県営住宅としては、エアコンまではまだ設置しないでお貸ししていきまして、入居者様のほうで御用意いただくような形となっております。今どきの民間賃貸住宅ですと、引っ越ししてすぐに住めるような状態でエアコンも装備されているところも多いかとは思いますが、公営住宅の事業制度上で、そういうところでやらせていただいているようなところはございます。

○松林由里子委員 ありがとうございます。最近夏が暑くて、高齢者の方が暑さに気づかないでというようなお話を伺うと、特にセーフティネットとして高齢者の方とか、障がいのある方に使っていただく住宅というのはエアコンとかあった方がいいのかななんて、もち

ろんお金がかかる方向にしか行かないのですけれども。

ありがとうございました。

○細川住宅計画担当課長 御意見ありがとうございます。課題だという認識は持っておりますので、御意見をありがたく頂戴いたします。ありがとうございます。

○武藤由子専門委員長 ほかにございませんか。
迫井委員お願いします。

○迫井裕樹委員 これアンケートとかに関しては修繕した後に戻ってこられる方、入っている方たち対象ですよ。

○細川住宅計画担当課長 新たに事業後に入られた方もいらっしゃいます。

○迫井裕樹委員 新たに入ってくる方もいらっしゃると思うのですけれども、入居率とかを見るとどんどん下がっていて、その事業をするときにどこかに一旦多分どこかに出る形になりますよね。その場合は、どこまで調べるか分からないですけれども、一般のというか、いわゆる普通のアパートとかに皆さん一旦引っ越しておいて、また再募集かけたときに入ってくるというような形になるのですか。

○細川住宅計画担当課長 そうですね、基本的には残っておられる方は工事を行わないほかの棟に引っ越して、外にという方もそのまま出てしまっている状況がほぼだったかなと。

○迫井裕樹委員 例えば、一回外に出る方もいて、その後事業が終わったから、ではもう一回募集かけたよといっても戻ってこないから、結果的に下がっているということですよ。

○細川住宅計画担当課長 そうですね、はい。

○迫井裕樹委員 そういう方たちがなぜ改修したのに戻ってこないのかとかという、そういった理由なんかは分かっているのですか。

○細川住宅計画担当課長 把握しておりません。なお、同じ疑問を今回感じまして、統計調査の方は住宅・土地統計調査を確認させていただいたのですけれども、ほかの隣接市さんの方と比較した場合、平成30年と令和5年の統計を確認したのですけれども、花巻市さんの方は持家の方が増えております。

北上市さんとかは、例えば持家の方は減っているのですけれども、花巻市さんは増えていまして、あとは民間の借家も花巻市さんは増えていて、北上市さんが桁が1つ大きく増えて、北上市さんの場合は企業が工業団地に立地する際に働く方の住宅が少ないということで賃貸住宅を建設される場合に補助されて、促進させるような政策もありましたので、

その影響か、増えているのはそのくらいで、ほかの隣接市さんと違うのは、持家が、借家も増えているのですけれども、そこは花巻市さんの特性として言えるかなと思います。ただ、それが県営住宅の入居にどれだけ影響があったのかというのはちょっと退去される方の転居先まで子細に見ていかないと分からないと思ってはいるのですけれども、地域の住宅事情が、事業導入前と導入後で何か変化しているようなところは見受けられなかったです。

○迫井裕樹委員 分かりました。ありがとうございます。ちょっと思ったのは、例えば、一回出て、もう一回入るのか、そのまま一般のところで出た後に住み続けるかといったときに何かしらいろいろ要望だったり、不満だったりとかというのものもあるのかなというのをうまく吸い上げられれば次に更新していくといったところに組み込んでいけるのかなと思ったので、そういった調査がもしできるのであれば有効かなと思ったので、聞きました。ありがとうございます。

○細川住宅計画担当課長 ありがとうございます。

○武藤由子専門委員長 阿部委員お願いします。

○阿部伸史委員 家賃に関してなののですけれども、県営住宅の場合は低所得者の方ですとか高齢者を意識して住宅を準備しているようなお話があったと思うのですけれども、そういった際に家賃というのはコストをちゃんと回収しようという意図が第一にあるのか、それとも不足する部分は税金で賄うとか、そういった面があるのでしょうか。

○細川住宅計画担当課長 毎年家賃を算定するのですけれども、上限額の方は、土地とか建物の財産価値のところに係数調整したりして家賃として頂く分の上限にさせていただいております。その上で、実際に各世帯さんの毎年の収入の状況で実際の家賃額を算定させていただきますので、所得が低い世帯ですと上限額よりも低い形で御入居いただいております。差額につきましては、国土交通省の方から家賃対策補助とか、そういうあたり御支援いただきながらということでございますので、事業の効果をはかるときにベネフィットとして家賃収入というところはございますけれども、対象者様の状況がございまして、家賃収入で事業を回していくというようなところには至らない制度だということでございます。

○阿部伸史委員 分かりました。そうすると、アンケートで例えば家賃が高いとか、安いとか、そういった質問なり回答がないなと思っての質問だったのですけれども、そういう制度だということで恐らくあんまり利用者の方から家賃が高過ぎるとか、そういった話は出てこないような状況なののでしょうか。

○細川住宅計画担当課長 そうですね、今回のアンケートに自由記載欄を設けさせていただいてはありましたけれども、質問の内容がございました、家賃に関してのお話は答えは

いただかなかったようなところでございます。ただ、別な事業とかで入居者の方とお話する機会などがありますと、その世帯の収入によっては、例えばこのような居心地をよくするような事業で、結果家賃が高くなるというような状況になると、それは避けていただきたいというお声も中にはいただいたり、やはり厳しい方の世帯の状況になりますとそういう御意見もお聞きしたりすることはございます。

○阿部伸史委員 分かりました。ありがとうございます。そうすると、家賃の設定は今制約もあるようですので、あとは周知というか、入居募集を工夫していければよろしいのかなと感じたところです。ありがとうございます。

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

入居率について確認させていただきたいのですが、先ほど御説明の中で、44%を51%に訂正していただきましたが、そうするとその上の入居率の推移のグラフの最後44%となっているのはそのままですか。

○細川住宅計画担当課長 グラフの方は、団地の全戸数112戸に対する入居率でございます。先ほど51とさせていただいたところは企業さんに貸している16戸がありますので、112から16を引いた数を分母にしたときの4棟の中での入居率として見ると51%になりますというところでございます。

○武藤由子専門委員長 それを上の44を最初に引いてしまっていたということになりますかね。

○細川住宅計画担当課長 はい、誤記がございました。

○武藤由子専門委員長 そうすると、あとのB/Cの方もそのままで問題ないでしょうか。

○細川住宅計画担当課長 そうですね、はい。

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。

よろしいですか。

「はい」の声

○武藤由子専門委員長 谷本委員もよろしいですか。分かりました。ありがとうございます。

それでは、本件についての審議は以上で終了したいと思います。ありがとうございます。

○細川住宅計画担当課長 ありがとうございます。

(3) 公共事業及び大規模事業の事後評価実施計画の策定について

○武藤由子専門委員長 それでは、次に議事(3)、公共事業及び大規模事業の事後評価実施計画の策定についてに入ります。

事務局から御説明をお願いします。

○吉田主事 それでは、資料の53ページの資料4を御覧ください。事後評価実施計画の策定につきましては、1に記載のとおり公共及び大規模事業評価実施要領において取扱いを定めております。毎年度当該年度の翌年度から起算をして3年度に事後評価の対象として見込まれる事業を確認しておりまして、岩手県政策評価委員会の意見を聞いた上で、翌年度以降3年度間における当該計画を策定することとしております。

事後評価の対象は、事業種別ごとに下の表のとおり、事業完了後一定期間を経過した事業としており、今年度については、2に記載しておりますとおり、令和9年度から11年度までの3年度分の計画を策定することとなっております。

次に、56ページの資料1を御覧ください。赤枠で囲んでいるところが今回見直し及び事業地区の選定を行った3年度分となります。事後評価の運用については、実施地区数は大規模と公共事業合わせて年4地区程度を目安にしております。これは、評価事例の蓄積が図られてきたことや業務負担や評価コストの軽減の観点から委員会にお諮りし、平成27年度以降このように運用しているものです。

事業実施地区数の多い道路事業と農業農村整備事業につきましては、マネジメントサイクルの観点から毎年度各1地区を選定し、大規模事業を優先して選定をしております。その他の事業については、事業間のバランスを考慮しながら選定をしております。

なお、その他の事業につきましては、これまでは3年度分をまとめて選定をしております。例えば昨年度、令和7年度につきましては、令和8年度から10年度分をまとめて選定をしたところでございますが、事業効果のアンケートなど評価にかかる準備期間などを考慮しまして、その他事業につきましても道路事業や農業農村整備事業と同様に毎年度選定することとしたいと考えております。

以上を踏まえまして、実施計画案は55ページ、別紙2に整理をしております。本委員会では、公共事業に係る部分を御説明しますので、上段を御覧ください。

令和9年度と令和10年度につきましては、昨年度の策定から変更はございません。

令和11年度については、毎年度選定をしております農業農村整備事業は、「農村地域防災減災事業 岩崎農場ため池2期」、道路事業は、「道路環境改善事業(交通安全施設整備) 中島」を選定しております。

選定方針は、54ページの別紙1に記載をしておりますが、どちらも令和11年度に評価対象となる地区から選定方針に基づいて選定をしており、農村地域防災減災事業の「岩崎農場ため池2期」は、近年事後評価を実施していない工種が含まれる観点から、道路事業の「中島」は、総事業費が大きいという観点から選定しております。さらにその他事業につきましては、事後評価の実施間隔を考慮しまして、「水産基盤整備事業 太田名部漁港」を選定いたしました。令和11年度の公共事業事後評価は以上の3地区を予定しております。

また、57 ページの参考資料 2 以降は、今回事後評価の候補地区として選定をしました全事業の一覧となりますので、審議の参考として御確認ください。

事後評価実施計画策定についての御説明は以上です。

○武藤由子専門委員長 ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、委員の皆さんから質問、御意見などございますでしょうか。よろしいですかね。今御説明いただいたとおり、選定方針に基づいて 3 地区選定していただいたということでございます。よろしいでしょうか、以上の 3 地区ということで。

「はい」の声

○武藤由子専門委員長 それでは、特に御意見ないようですので、以上の 3 地区ということとでよろしくをお願いします。

それでは、その他事務局から何かございますでしょうか。

○吉田主事 事務局からは特にございません。

○武藤由子専門委員長 それでは、本日の内容は以上となっております。本日はこれで議事を終了します。進行を事務局にお返しします。

○田高評価課長 本日も長時間の御審議、そして今年度 4 回にわたりまして御審議ありがとうございました。

次回なのですけれども、専門委員会ではないのですが、来年の 2 月に親委員会であります岩手県政策評価委員会を開催する予定としてございます。詳細につきましては、改めて後ほど御連絡差し上げたいと思います。

4 閉 会

○田高評価課長 それでは、以上をもちまして本日の専門委員会を終了いたします。お忙しい中、誠にありがとうございました。